

たま～に役立つ税の知識  
〔税務と経営 H20.7月号について・・・〕

【1】 逓増定期保険の取り扱い

保険期間満了年齢が45歳を超えるもの（ に該当するものを除く）  
保険期間の6割相当期間について、1/2損金、1/2資産計上

保険期間満了年齢が70歳を超え、かつ、その保険加入時における被保険者の年齢に  
保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの（ に該当するものを除く）  
保険期間の6割相当期間について、1/3損金、2/3資産計上

保険期間満了年齢が80歳を超え、かつ、その保険加入時における被保険者の年齢に  
保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの  
保険期間の6割相当期間について、1/4損金、3/4資産計上

（具体例）保険加入時の被保険者の年齢：45歳  
保険期間満了時の被保険者の年齢：75歳

満了時年齢 75歳 > 45歳、70歳  
 $45歳 + (75歳 - 45歳) \times 2 = 105 > 95$  に該当

加入時年齢 保険期間

【2】 相続税改正(?)

現在、日本では(1)遺産課税方式と(2)遺産取得課税方式とを併用しています。  
簡単に説明すると下記の通りです。

(1)遺産課税方式（米・英ほか）

遺産  
基礎控除

× 税率 = 相続税額

相続人の代表者が納税義務者  
（代表者以外の相続人は連帯納付の義務あり）

(2)遺産取得課税方式（仏・独ほか）

Aが取得した遺産	×	税率	=	Aの相続税額
Bが取得した遺産	×	税率	=	Bの相続税額
Cが取得した遺産	×	税率	=	Cの相続税額

(3)併用方式（日本）

遺産課税方式

課税価格の合計額(単位：千円)		遺産に係る基礎控除額(単位：千円)		課税遺産総額(単位：千円)	
100,000(母70,000 A20,000 B10,000)		50,000 + 10,000 × 3 (法定相続人の数) = 80,000千円		20,000	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応じる各取得金額(単位：千円)		相続税の総額の基となる金額(単位：円)	
配偶者乙	1/2	10,000		10,000 × 10% =	1,000,000
長男A	1/2 × 1/2	5,000		5,000 × 10% =	500,000
長女B	1/2 × 1/2	5,000		5,000 × 10% =	500,000
合計3人	1			相続税の総額	2,000,000

千円未満切捨て

百円未満切捨て

（各人の算出相続税額の計算）

遺産取得課税	相続人等				合計
	配偶者乙	長男A	長女B		
項目					
相続税の総額					2,000,000
あん分割合(取得割合)	0.70	0.20	0.10		1.00
算出相続税額	1,400,000	400,000	200,000		